

2024年1月29日に弊社社長宛にお送りいただきました

「ティラワ地区インフラ開発」における人権配慮に関するご質問状につきまして、以下の通り回答させていただきます。

Q1. 貴社は受注した「ティラワ地区インフラ開発」事業について、2021年2月1日に発生したクーデター以降、人権デューデリジェンスを実施していますか。また、その結果はどのように公表されていますか。

A1. 新型コロナウイルスの影響で遅れた一部作業（コミッショニング）を除き、「ティラワ地区インフラ開発」事業に関する工事はクーデター発生以前に完了しています。したがって、人権デューデリジェンスは実施していません。

Q2. 受注した「ティラワ地区インフラ開発」事業について、クーデター以降、人権デューデリジェンスを実施していない場合、貴社の人権指針において「事業活動が及ぼす人権への負の影響を特定・評価し、そのリスクを防止または軽減するために、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します」とされている点と矛盾するように思われますが、どう説明されますか。

A2. 1の理由から、「ティラワ地区インフラ開発」事業について人権デューデリジェンスは実施していません。なお、当社では人権尊重の取り組みとして、2023年11月1日付でトーエネックグループ人権基本方針を制定しております。

Q3. 貴社は、上述の国連の独立調査団の報告「ミャンマー軍の経済的利益についての報告 ("The economic interests of the Myanmar military")」に掲載されている軍所有企業である MEC、ミャンマー・エコノミック・ホールディングス・リミテッド (MEHL)、および MEHL と MEC の子会社が「ティラワ地区インフラ開発」事業のサプライチェーンの中に含まれていないことを確認されていますか。

A3. 新型コロナウイルスの影響によりクーデター後に行った一部作業（コミッショニング）において、当該軍所有企業およびその子会社がサプライチェーンの中に含まれていないことを確認しています。

Q4. 貴社は、「ティラワ地区インフラ開発」事業に必要な資材の調達の際、上記の企業から資材を購入していないことを確認していますか。

A4. 新型コロナウイルスの影響によりクーデター後に行った一部作業（コミッショニング）では、資材の調達を行っていません。

Q5. 貴社は、「ティラワ地区インフラ開発」事業の工事現場や事業関連施設で、軍や治安部隊による警備が行われたことがないかを確認していますか。

A 5. クーデター発生後の作業となったコミッショニング時、周囲で軍や治安部隊による警備は行われていなかったことを確認しています。

以上、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社トーエネック
国際事業統括部 総括グループ
(担当者名)